

委託研究契約書

受託者日本大学生産工学部生産工学研究所（以下「甲」という）と委託者〇〇〇〇〇〇株式会社（以下「乙」という）とは、次の各条によって委託研究契約を締結する。

(研究の委託)

第1条 甲は、次の委託研究（以下本委託研究という）を乙の委託により実施する。

- ① 研 究 題 目 ○○○○○○○○に関する研究
- ② 研 究 期 間 平成○○年○○月○○日から平成○○年○○月○○日
までとする。
- ③ 研究目的及び内容 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○
○○
- ④ 委託研究担当者 ○○○○工学科 教 授 生産 太郎
- ⑤ 委託研究補助者 ○○○○工学科 助教授 生産 花子
- ⑥ 提 供 物 品 ○○○○○○○○装置
- ⑦ そ の 他 ○○○○○

(提供物品)

第2条 第1条の提供物品の搬入及び据付けに要する経費は、乙の負担とする。

- 2 甲は、委託研究が終了したときは、提供物品を研究終了時点の状態で乙に返還するものとする。この場合において撤去及び搬出に要する経費は、乙の負担とする。
- 3 乙の提供物品に、瑕疵があったことに起因して甲が損害を被ったときは、乙は甲の損害を賠償するものとする。

(研究経費)

第3条 乙は、本委託研究に必要な研究経費として〇〇〇, 〇〇〇円（消費税を含む）を負担するものとする。

- 2 乙は、前項に掲げる経費を本契約締結日の翌日から起算して30日以内に甲の指定する銀行口座に一括で振り込むものとする。
- 3 甲は、乙が納入した研究費は原則としてこれを返還しないものとする。

(委託研究の中止又は期間の延長)

第4条 本委託研究を途中で中止又は延長しようとするときは、甲乙協議の上決定するものとし、いずれかが一方的にこれを行うことはできないものとする。

(研究成果の報告)

第5条 甲は、本研究終了後、すみやかに研究担当者名をもって研究報告書を乙に提出するものとする。

(秘密保持)

第6条 甲及び乙は、本委託研究の結果得られた情報については、第三者に漏洩しないものとする。甲又は乙が、本委託研究の内容を学会その他外部に発表する場合には、事前に相互の承諾を得て行うものとする。

(知的所有権の帰属)

第7条 本委託研究を実施することにより得られる成果についての知的所有権は、甲及び乙両者に帰属する。

なお、出願等の詳細は、別途、甲乙協議の上決定するものとする。

(設備等の帰属)

第8条 委託研究により取得した設備等は、甲に帰属するものとする。

(研究成果の公表)

第9条 甲は、本委託研究完了の翌日から起算し〇〇か月以降本委託研究によって得られた研究成果について発表若しくは公開する。ただし、乙の同意を得た場合は、公表の時期を早めることができるものとする。

(契約の解除)

第10条 甲は、乙が委託研究費を所定の期日までに納付しないとき、または天災その他やむを得ない事由によって研究を進めることができなくなったときは、契約を解除することができる。

(協議)

第11条 本契約に定めのない事項又は疑義が生じたときは、甲乙協議の上定め又は円満に解決するものとする。

以上の契約を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙捺印の上各1通を保有するものとする。

平成 年 月 日 (日付けは記入しないでください)

甲 千葉県習志野市泉町 1-2-1
日本大学生産工学部生産工学研究所
所 長 松 井 勇

乙 東京都千代田区九段南〇-〇-〇
〇〇〇〇〇株式会社
代表取締役社長 日 本 太 郎